

# 「農林漁家民宿施設等整備支援事業」で 施設等の整備・改修を支援します



## ● 支援対象となる方

<https://www.pref.ehime.jp/page/143624.html>

愛媛県内で農林漁家民宿（愛媛型農林漁家民宿を含む）を営む次のいずれかに該当する方です。

- (1) 農林漁家民宿を営む方（個人・法人）
- (2) 新規に農林漁家民宿を開業しようとする方（個人・法人）

## ● 補助対象となる取組・補助率・補助限度額

	区分1	区分2
事業内容（取組）	既存の農林漁家民宿の 整備・改修	新規に開業する 農林漁家民宿の整備
補助率	補助対象経費の 1 / 2 以内	補助対象経費の 1 / 2 以内
補助限度額	1 施設当たり 1 5 0 万円	1 施設当たり 3 0 0 万円

※主な条件や注意事項は、裏面をご覧ください。

## ● 提出書類

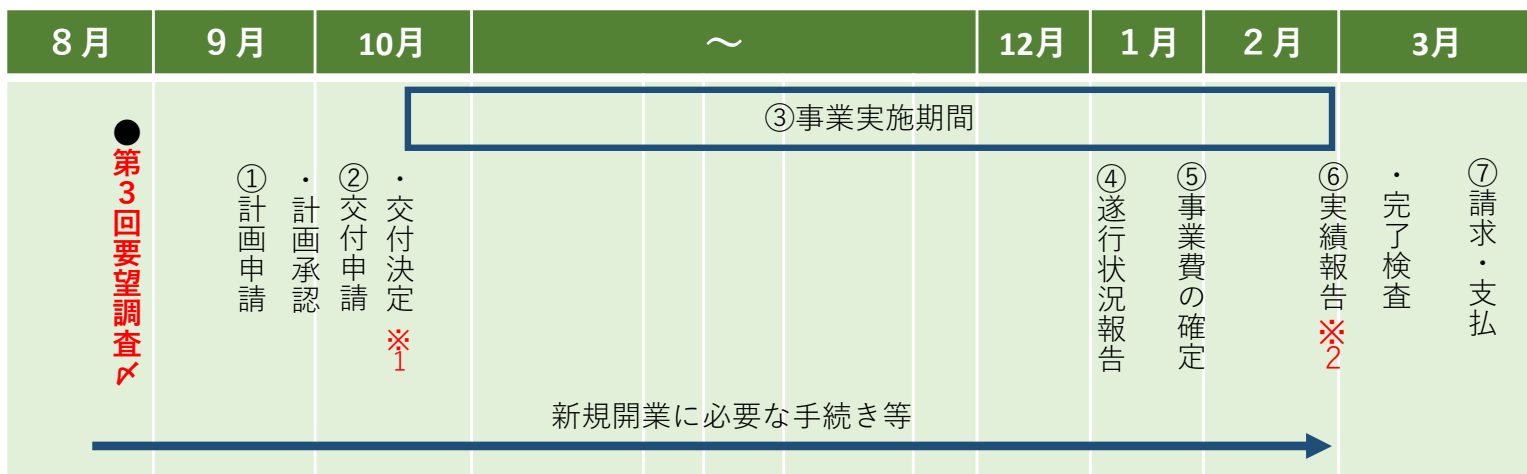
- ・【要望調査様式1】確認表
- ・【要望調査様式2】実施計画書
- ・事業内容が分かる資料  
(見積書、パンフレット、図面、現状写真など)

**第3回**  
**8/31×切**  
※予算がなくなり  
次第終了します



## ● 事業スケジュール

※スケジュールは目安です。



※1 対象経費に含めることができるのは、原則、交付決定日以降の事業着手分のみです。

※2 新規開業予定の農林漁家民宿を整備する場合は、実績報告時に開業に必要な書類の写しが必要です。

## ● お問合せ先・提出先

〒790-8570 松山市一番町4丁目4-2

愛媛県農林水産部農政企画局 農政課 6次産業化グループ

TEL : 089-912-2514 E-mail : nousei@pref.ehime.lg.jp

※提出書類をメールで送付する際、農政課への電話連絡も併せてお願いします。

## ● 支援対象となる方について

支援対象となる方	愛媛県内で農林漁家民宿（愛媛型農林漁家民宿を含む）を営む次のいずれかに該当する方です。 （１）農林漁家民宿を営む方（個人・法人） （２）新規に農林漁家民宿を開業しようとする方（個人・法人）
条件	上記に該当する方については、次の全ての条件を満たす必要があります。 （１）愛媛県内に在住していること。 （２）改修する施設を所有していること。または、貸借の場合は、施設の整備等について所有者の同意を得ていること。 （３）農林漁家民宿の開設に必要な許認可を取得していること（新規開設の場合は年度内に確実に取得できること）。 （４）農林漁家民宿の運営は、原則として有償で行うこと。 （５）原則として、事業実施年度の翌年度から農林漁家民宿営業を5年以上営むこと。 （６）宿泊者数等の運営状況を県に報告することに同意すること。 （７）近隣の地域住民とのトラブルがないこと。 （８）申請した事業内容について、他の補助金を重複して利用しないこと。ただし、交付決定を受けた事業であっても、交付対象となっていない事業については、当該事業の対象として申請することができます。 （９）申請時点で、県税の滞納がないこと。

## ● 事業内容、補助率及び補助限度額等について

区分	事業内容	補助率	補助限度額
1	既存の農林漁家民宿の整備・改修	補助対象経費の 2分の1以内 (千円未満は切り捨て)	1,500千円/施設
2	新規に開業する農林漁家民宿の整備		3,000千円/施設

### <注意事項>

- ① 一般の民宿や民泊を営む方が、その施設を農林漁家民宿の手続を経て改修する場合は、既存施設として扱い、区分1とします。
- ② 既に農林漁家民宿を営む方が新たに別施設を開業しようとする場合は、新規開設として扱い、区分2とします。（別住所かつ別棟であること）
- ③ 複数の施設を組み合わせた場合でも、1申請者あたりの補助限度額は、3,000千円とします。

## ● 補助対象経費について

既存の農林漁家民宿の場合は、同民宿施設の安全性・快適性・利便性の向上、運営コストの節減等に資する施設の整備・改修を行うための経費

新規に開業する農林漁家民宿の場合は、上記に加え、同民宿の開業に必要な許認可に要する施設の整備・改修を行うための経費

No	項目	内容
必須項目	1 耐震改修、防犯・防火設備	耐震改修、防犯・防火設備、非常灯・火災報知機等
	2 節水・省エネ設備	断熱施工、冷暖房機器、高効率給湯機器、節水器具、照明（LED化）、窓の交換（二重窓化）等
	3 内装改修	水回り（風呂、洗面所、トイレ等）、内壁・カーテンの張替え、畳・襖・障子の交換、建具、電気設備、給排水施設、バリアフリー化等
	4 外装改修	外壁・屋根の防水加工や塗装等
必須項目以外	5 通信環境設備	通信環境の整備等
	6 外構工事	住宅用フェンス、通路（安全対策）、駐車場の整備等
	7 体験施設整備	体験設備、休憩所、手洗い、簡易トイレ設置等
	8 その他	案内板、寝具、家具、家電、感染症対策、廃棄物処理、その他特に必要と認められる経費

### <注意事項>

- ① 愛媛県内に所在する施設であること。
- ② 宿泊者が直接利用する場所の改修・物品に限ります。住宅と一体となっている施設においては、生活場所は対象としません（愛媛型農林漁家民宿の場合、共同利用部分は対象とします）。
- ③ 項目No1～4のいずれかを実施すること。
- ④ 項目No5～8については、宿泊施設改修（項目No1～4）と合わせて実施する場合があります。（体験施設だけの改修や家具・家電のみの購入は不可）
- ⑤ 施設の購入費、貸借に係る経費、土地の購入費は対象としません。
- ⑥ 自力施行による材料費（木材、ビス、塗料等）も対象としますが、工具取得や人件費、自家用車の利用（ガソリン代）等は対象としません。
- ⑦ 改修工事の状況を確認できるよう、写真等で記録してください。（改修前、改修後、進捗状況等）
- ⑧ 1申請あたりの対象経費が30万円（税抜き）以上のものであること。
- ⑨ 経費の支出等、用途が不明なものについては、対象としません。
- ⑩ 事業実施期間内に支払い済みでない経費は対象としません。